

## 水道水中の放射性物質の現行指標値を維持【厚生労働省】

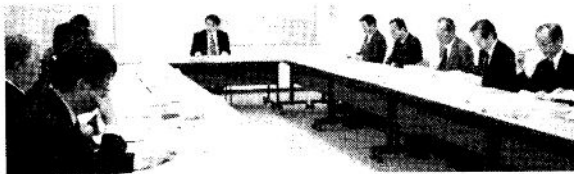
厚労省は水道水中の放射性物質について、現行の暫定規制値を維持すると共に、摂取制限の解除の目安を公表した。また、今後のモニタリング方針を示し、検査機器の確保とモニタリングの強化を図る。

◆日本水道新聞 4月7日（木）付

### 水道水中の放射性物質 現行指標値を維持

# 検査体制確立が急務

## 厚労省 摂取制限解除の目安を公表



5日に開かれた対策特別本部の第3回会合

厚生労働省は4日、水道水中の放射性物質について現行の暫定規制値を維持するとともに、摂取制限を解除する際の目安を公表、都道府県の衛生担当部長、大臣認可事業体に通じた。摂取制限は直近3日分の検査結果の平均値が指標を上回るか、1回の検査で指標を著しく上回った場合に同省が事業体に要請、解除は直近の3日分の平均値が指標を下回り、かつ結果が減少傾向にある場合を目安としている。また、今後のモニタリング方針も示し、福島県とその近隣都県で重点的に実施、検査未実施地域の解消を目指す。5日開かれた東日本大震災水道復旧対策特別本部の第3回会合では、不足している検査機器の確保など国土交通省でモニタリング体制を強化するよう求める意見が相次いだ。

### 福島県と近隣都県を重点

水道水中の放射性物質の急とりまとめや原子力災害対策本部の見解、食品衛生審議会の分科会所見を受け、食品中の暫定規制値が維持されることになったことから、現行の指標値が維持される。また、同省が行う摂取制限や広報の要請、事業体による制限解除の目安も示した。摂取制限と広報は、原則、放射性物質の検査結果が直近3日分の平均値で指標を上回るか、1回の検査で著しく上回った場合に事業体に要請する。浄水場ごとに給水区域が独立している場合は、×域ごとに制限を要請する。摂取制限の判断は本来、長期にわたる摂取量から評価すべきだが、時間的な変動や原発事故の影響を予測することが困難なため、当面直近の3日分のデータを評価することで一定の迅速性を確保している。

一方、解除は検査結果の平均値が指標を下回り、かつ検査結果が減少傾向にある場合とし、より安全側に立った目安を示した。今後のモニタリング方針では、水道水への不安感を払拭するため、継続的・定期的、かつ広域的な検査を実施する必要があるとしている。その上で、大気中の放射性物質の拡散状況や福島第一原発との距離などを踏まえ、福島県と近隣の宮城県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県を重点地域に挙げ、定期的な検査を要請。全国の検査結果を集約し、検査の実施地域や未実施地域の解消を目指す。対象項目は放射性ヨウ素、放射性セシウム、単一の浄水場で水を供給する場合は住民が摂取する蛇口の水を対象にし、複数の浄水場の水は、浄水場の水を対象に採水検査を行う。1週間に1回以上を目途に検査を実施、指標を超過するか、指標に近い値が測定される場合は原則毎日検査する。表流水を水源とする場合は降雨の影響を受ける場合は検査頻度を高めることとしている。検査体制では、水道水の検査が困難な場合、同省が民間の検査機関や国立保健医療科学院など国の検査機関を紹介。同一水系を利用する事業体の検査結果を参考にすることもできるとしている。また、中長期的な対応として、専用の検査機器を設置することも検討していく。

今後、地方公共団体と調整し具体的なモニタリングの実施体制を整備、採水や分析方法をまとめたモニタリングマニュアルを作成する。現代、Q&Aの作成作業を進めている。また、水道水中の検査結果が累積され、大気等の放射性物質の調査結果など情勢変化に結び、摂取制限や解除の考え方も見直していくとしている。会合では、国による明確な関与、判断基準を求める意見が相次いだ。